

令和 7 年度

北九州市一時保護施設第三者評価受審結果報告書

一般社団法人あいおらいと



1 業務日程

履 行 場 所	
業務実施日	(1) 説明会 令和7年12月19日(金) (2) 訪問調査 令和7年12月22日(月)～23日(火) (3) 報告会 令和8年 2月25日(水)

2 訪問調査 令和7年12月22日(月)～23日(火)

12月22日(月)

13:00～13:45	訪問調査の流れの確認、一時保護施設の見学
13:50～16:00	評価項目についての聴き取り
16:00～16:30	まとめ
16:30～17:00	引継ぎへ参加

12月23日(火)

9:00～9:30	引継ぎへ参加
9:30～11:00	評価項目についての聴き取り
11:00～11:30	職員の聴き取り(経験の浅い職員、ベテラン職員 各15分)
11:30～12:00	まとめ、今後の予定の確認

3 職員

[正規職員]		[会計年度任用職員]	
・一時保護担当課長	1名	・児童指導員	1名
・保護係長(指導教育担当職員)	1名	・夜間児童指導員	4名
・学習指導担当係長	1名	・夜間保育士	8名
・児童指導員	4名	・看護師	2名
・個別対応職員	1名	・学習指導員	6名
・児童福祉司	2名	・心理療法担当職員	1名
・保育士	3名	・医師(嘱託)	1名
		[日々雇用職員]	
		・保育士	2名
		・夜間保育士	1名

4 評価基準

令和6年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護施設の第三者評価に関する調査研究」(三菱UFJリサーチ&コンサルティングの報告書)に報告されている第三者評価基準(案)を基本とする。

5 評価ランク

評価ランク	評 価 基 準
S	- 優れた取組みが実施されている - 他のこども相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態
A	- 適切に実施されている - よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	- やや適切さにかける 「A」に向けた取組みの余地がある状態
C	- 適切ではない、または実施されていない 「A」以上の取組みとなることを期待する状態

<評価の高い点>

1 一時保護施設の機能的な引継ぎとチームワークの良さ

北九州市児童相談所の一時保護施設では、毎朝夕に引継ぎが実施されており、進行がリズムカルで小気味よく、その内容は的確かつ簡潔でこどもの様子が把握しやすい。また、職員がそれぞれの立場から発言するとともに、係長が必要に応じて助言するなど多角的な視点から協議する体制が整い、組織的な連携が高い水準で機能していると評価する。さらに、引継ぎには必要に応じて相談部門の担当児童福祉司や児童心理司も参加し、こどもの支援上の留意点、家庭状況、支援スケジュール等について情報共有が行われている点は評価できる。

2 一時保護解除後の生活に活きる学習支援

当該一時保護施設には学習指導担当係長が配置され、一人ひとりのこどもの状況や特性に応じた学習支援はもとより、こどもが一時保護前には獲得することが難しかった「生活に活かすことができる学び」を重視した支援が行われている。また、オンライン学習や通学支援にも試行的に取り組んでおり、こどもの学習権を保障し、学びの継続性を確保しようとする支援姿勢は評価できる。さらに、児童相談所と市教育委員会との間で人事交流を行っており、福祉と教育が一体となった支援体制を構築している点も独自の取り組みとして評価できる。

3 相談部門のとの連携

当該一時保護施設は、相談部門と同じ建物の中にあり、一時保護施設の担当職員、相談部門の担当児童福祉司、担当児童心理司が連携して、随時、こどもの支援方針や面会等の具体的支援スケジュールについて情報共有するとともに、判定会議、援助方針会議にむけての事前協議や退所後の支援等の検討が行われている。また、援助方針会議には一時保護施設の係長が出席し一時保護施設の情報を相談部門と共有できるようにしている点は評価できる。

<今後に期待する点>

1 緊急保護の「身柄付き通告」の受け入れについて

・初動対応や安全確保

当該一時保護施設においては、警察からの「身柄付き通告」による緊急一時保護の受け入れが多く、特に夜間帯においてほぼ毎日こどもを受け入れる状況が常態化している。こうした受け入れに対し、職員は限られた人員体制の中で対応しており、緊急時における初動対応や安全確保に一定の役割を果たしている点は評価できる。

・職員や居室の確保

しかし、一方で、受け入れが重なった場合には、職員や居室の確保が追いつかず、こども一人ひとりの状況や特性、心理的ニーズに十分にに応じた支援を行うことが困難となる場面が生じている。特に、他害や自傷行為を行うこどもについては、安全確保を最優先とせざるを得ず、その結果、一時保護施設全体の生活上のルールや行動に一定の制限を設けざるを得ない状況が常態化している。

・職員対応の困難さ

他害行為や自傷行為を行うこどもへの対応に多くの時間と労力を要することで、丁寧な関わりや個別支援が必要な子どもへの対応が後回しになる懸念がある。

・入所しているこどもの安全、安心の確保

本来、一時保護施設は安全かつ安心な環境で心身の回復が図られるように機能すべき場であるが、こども同士の不適切な関係性等によって、一時保護施設の機能が十分に果たせていない状況がある。

今後は、「身柄付き通告」が集中した場合の受け入れ調整や役割分担、対応困難ケースへの事前協議の仕組みについて、管轄警察署及び司法、教育、医療機関を含め、こどもの福祉を保障する体制の構築について北九州市全体での検討が必要である。

2 一時保護施設の生活環境の整備

当該一時保護施設は、日常の清掃等が行き届き、清潔で衛生的な環境が保たれている。

一方で、未就学児の保育の空間が独立していないことや入浴できる時間に制限があること等に加え、こどもの暴力行為による設備の破損等があり、こどもにとって、安心できる、居心地の良い生活環境を確保するとの観点からは十分ではないところも見受けられる。

今後は、こどもの年齢やこども一人ひとりの特性に応じた一時保護の目的を果たせるような一時保護施設としての環境の整備が必要である。

3 一時保護施設における職員の専門性及び支援の質の向上のための取組

当該一時保護施設においては、児童指導員のほか学習支援員、看護師、保育士、心理療法担当職員等の専門職が配置されており、定員に応じた必要な職員体制の確保に努めている。また、こどもの多様な課題に対応するため、職員の専門性向上を目的とした取組も一定程度行われている。

一方で、支援の中心的役割を担う児童指導員については、必ずしも福祉専門職として養成されていない現状があり、虐待や非行のこども、心理的課題のある対応困難なこどもへの支援力が十分ではない状況が見受けられる。

一時保護施設として役割を果たそうとする努力は認められるものの、現行の職員配置や人材育成体制のままでは、こどもの権利や福祉を十分に保障できる体制が整っているとは言い難い。今後は、計画的な研修体系の構築のほか、OJT やスーパービジョン体制の充実などを通じて、一時保護施設職員全体の専門性と支援の質を高めていくことが求められる。

結果

第1部 こども本位の支援	
1. 一時保護施設の理念・基本方針	
[No.1] 一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか	A
[No.2] こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	B
[No.3] 相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか	B
[No.4] こどものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	B
[No.5] 個別支援を適切に行っているか	B
2. こどもの権利・こどもの意向の尊重	
[No.6] こどもの権利について、こどもに対して適切に説明しているか	S
[No.7] こどもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか	B
[No.8] こどもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか	A
[No.9] 保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか	A
[No.10] 保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか	A
[No.11] 保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A
[No.12] こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか	A
[No.13] こどもの一時保護の支援計画等に対するこどもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか	B
[No.14] 一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか	B
3. 一時保護施設における権利制限	
[No.15] 通信、面会等に関する制限は適切か	B
[No.16] 一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか	B
[No.17] 個別対応は適切に行っているか	B
[No.18] 合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか	B
4. 入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止	
[No.19] 被措置こども等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	B
[No.20] こども同士での権利侵害(暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等)の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	B
[No.21] 国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか	該当なし
[No.22] 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか	B
第2部 一時保護施設の環境・運営体制	
1. 一時保護施設の環境	
[No.23] 一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか	B
[No.24] 一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか	B
2. 職員体制・職場環境	
[No.25] 管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか	A
[No.26] 一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか	B
[No.27] 一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか	A
[No.28] 職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか	B
[No.29] 職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか	B

3. 情報共有・関係者間連携	
[No.30] 一時保護施設全体がチームとして運営できているか	S
[No.31] こども福祉司やこども心理司と適切に連携しているか	A
[No.32] 情報管理を適切に行っているか	A
[No.33] ICT を活用した業務効率化の取組みを行っているか	B
4. 関係機関との連携	
[No.34] 医療機関と適切に連携しているか	A
[No.35] 警察等と適切に連携しているか	A
第3部 一時保護施設における支援	
1. 一時保護施設の運営	
[No.36] 緊急保護を適切に行っているか	B
[No.37] 一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか	B
[No.38] レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか	B
[No.39] 食事を適切に提供しているか	B
[No.40] こどもの入浴は適切か	B
[No.41] こどもの衣服を適切に提供しているか	B
[No.42] こどもの睡眠は適切か	B
[No.43] こどもの健康管理を適切に行っているか	A
[No.44] こどもの教育・学習支援を適切に行っているか	B
[No.45] 無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか	A
[No.46] 未就学児に対して適切な保育を行っているか	B
2. アセスメント・支援方針	
[No.47] こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか	A
[No.48] 一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか	A
[No.49] 行動観察を基に適切な行動診断を行っているか	B
[No.50] 行動診断や援助指針(援助方針)に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか	A
[No.51] 総合的なアセスメントや援助指針(援助方針)の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか	A
[No.52] 一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針(援助方針)の見直しの提案を行っているか	B
[No.53] 親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか	B
3. 一人ひとりの特性や課題等への対応 (特別な配慮)	
[No.54] こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか	B
[No.55] 他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか	B
[No.56] 重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか	C
[No.57] 障害児(発達障害、知的障害、身体障害等)を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか	B
[No.58] 健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか	A
4. 一時保護施設からの退所に向けた支援	

[No.59] 一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか	A
[No.60] 一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	A
第4部 一時保護施設の管理運営	
1. 安全管理	
[No.61] 一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか	B
[No.62] こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか	A
[No.63] 災害発生時の対応は明確になっているか	B
[No.64] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
[No.65] 一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか	A
2. 施設運営計画	
[No.66] 一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	B
[No.67] 一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか	A

評価結果

第1部 こども本位の支援

[No.1] 一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか

A

◆ねらい 一時保護所の理念ならびに基本方針が策定され、入所しているこどもの権利擁護、こどもの意見又は意向を尊重したものとなっている確認します。また、職員への周知及び理念・基本方針に基づく運営がされているか、職員が定期的に確認・振り返りを行っているか確認します。

1-1 一時保護ガイドラインを踏まえ、一時保護施設としての理念・基本方針を明文化している	○
1-2 理念・基本方針を職員に周知している	○
1-3 一時保護の目的(こどもの権利擁護・安全確保・アセスメント)に即した理念・基本方針としている	○
1-4 一時保護施設はこどもの安全・安心を確保するとともに、こどもの心身の安定化を図る場でもあるという認識のもとに運営している	○
1-5 理念・基本方針に基づく運営がされているかについて、職員が定期的に確認・振り返りを行う機会がある	○
<コメント> 一時保護施設の理念は、こどもの安全、安心の確保を最優先とし、一人ひとりのこどもに寄り添い適切な援助及び指導を実施することなどが記載され、一時保護の目的に即したものとなっている。また、毎週1回行う復唱の機会を通じて、職員への周知及び定期的に確認・振り返りを行っている。	

[No.2] こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか

B

◆ねらい 一時保護施設での受入れの適否(一時保護施設で対応可能であること)やこどもの安全、安心を担保でき、信頼感を持てるような養育・支援が行われているか確認します

2-1 一時保護施設での受入れ適否や所内での対応について、こどもの安全の視点で判断している	△
---	---

2-2 こどもをあたたく迎え入れている	○
2-3 こどもを一人の人間として尊重した接し方や対応をしている	○
2-4 こどもが安全感や安心感、信頼感を持てる養育や支援を行っている	△
2-5 保護者との分離や喪失等を体験したこどもに対して適切な支援・対応を行っている	○
2-6 こどもが見られたり、知られたくないと感じることに対して、プライバシーに配慮した対応や工夫をしている	△
2-7 こどもが職員に監視されていると感じないようなかわりをしている	△
<コメント> 一時保護施設では、近年、警察からの「身柄付き通告」が増えており、ほぼ毎日のように緊急に受け入れている状況である。職員は、非行児童と被虐待児童が混在するなかで、こどもの安全・安心の確保を最優先とした支援に努めているが、施設的环境からプライバシーの配慮や職員に監視されていると感じないようなかわりが難しいのが現状である。	

【No.3】 相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか

B

◆ねらい 相談種別にかかわらず、虐待等の不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた、適切な対応ができているか確認します

3-1 主訴の背景に隠れた虐待等の不適切な養育がないかという視点を入れた行動観察を行っている	○
3-2 こどもの支援にあたって、一時保護施設全体でトラウマインフォームドケアの視点・考え方を共有している	△
<コメント> 担当の児童福祉司や児童心理司と連携した一体的な支援に努めている。また一時保護施設職員もこどもの入所理由にとらわれず、一定の理解を持って対応にあたっているが、今後、トラウマインフォームドケア等の一時保護されたこどもの理解に有効な専門的な知識及び技術が取得できるような研修等の体制の構築が必要である。	

【No.4】 こどものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか

B

◆ねらい こどものエンパワメントにつながる養育・支援が行われているか確認します

4-1 「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えている	○
4-2 こども自身が自分の想いを表現する機会を多くつくり、自分の想いを受け止めてもらえる体験を通して、自己表現を促している	△
4-3 こどもの良い面を承認できるような生活支援を行い、興味や関心を持てる活動に取り組めるよう物品(おもちゃや本等)や時間が確保されている	○
4-4 こどもが一時保護解除後の生活を前向きにとらえられるように支援を行っている	○
<コメント> こどもに対しては、「子どもの権利ノート」を使うなどして、肯定的なメッセージを伝えるようにしている。また、玩具遊びや体育館で身体を使った活動を通して、職員とふれあいを大切にしながら、こどもの興味関心を引き出すようにしている。しかし、最近、緊急一時保護が頻回にあり、一人ひとりのこどもへの支援が難しいのが現状である。	

【No.5】 個別支援を適切に行っているか

B

◆ねらい 個別支援は適切に行われているか確認します

5-1 こどもの状況やニーズを踏まえた個別支援を行っている	△
5-2 集団生活において個々のニーズに応じた個別支援を行っている(一律的な対応になっていない)	△
<コメント> 常時 20 名前後のこどもが入所しており、時に 20 名の定員を超過する場合もある中で、全員に個別支援が必要であるとの認識のもと、児童福祉司や児童心理司と連携しながら、こども一人ひとりの発達特性や課題に応じた支援に取り組んでいる。 一方で、最近是非行傾向のあるこどもや、特性の強いこどもの入所が多く、集団生活の維持や安全確保に多くの労力を要している。そのため、十分な個別支援の時間や関わりを確保することが難しい状況にある。	

2. こどもの権利・こどもの意向の尊重

【No.6】 こどもの権利について、こどもに対して適切に説明しているか

S

◆ねらい 一時保護にあたり、子どもの権利や権利が侵害された時の解決方法について説明しているか。また、一時保護の決定や一時保護中の生活に関する意見の申立ての方法等に関してこどもに適切に説明されているか確認します

6-1 こどもの権利について、こどもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明している	○
6-2 こどもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明している	○
6-3 一時保護の決定に関する意見の申立ての方法等に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を行っている	○
6-4 一時保護中の生活に関する意見の申立ての方法等に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を行っている	○
<コメント> こどもの権利については、こどもの年齢や特性に配慮し、分かりやすい言葉で説明している。また、説明にあたっては、「子どもの権利ノート」や子どもの権利条約の資料や視覚的に理解しやすいタブレット等を活用し、読み聞かせを行うとともに口頭で伝える必要のあることを補足しながら理解を促している。さらに、意見の申立てなどは「こどもの意見聴取等措置についてのチェックリスト」で確認し説明している。	

【No.7】 こどもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか

B

◆ねらい 一時保護された子どもの意見が適切に表明されるような配慮がなされているか、また子どもの意見を一時保護等に反映する仕組みが行われているかを確認します

7-1 こどもが意見・要望・苦情等を表明しやすくなるような対応や配慮を行っている	○
7-2 こども会議等、こどもの意見を聞く場がある	○
7-3 一時保護施設職員による定期的な個別面接を行っている	○
7-4 こどもと児童福祉司や児童心理司等との面談が行われている	○
7-5 意見表明を支援する仕組みについて、実効性のある仕組みとなるよう、適宜見直しを行っている	△

<コメント>

担当児童福祉司や児童心理司は、可能な限り面談や声かけを行い、定期的な関わりをするよう努めている。また、こどもの意見等については、毎週土曜日にこどもと日課や生活について話をする機会を設けている。意見・要望・苦情等を表明しやすくなるような配慮や意見箱を設けているが、今のところ実効性ある見直しは行われていない。

【No.8】 こどもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか

A

◆ねらい 意見表明等支援員の仕組みがあるか確認します

8-1 意見表明等支援事業の仕組みを一時保護施設職員が理解している	☐
8-2 意見表明等支援事業が、入所中の全てのこどもにとって使いやすい仕組みになっている	☐
8-3 意見表明等支援事業以外にも、外部の第三者に相談できる仕組みがある	☐

<コメント>

毎週1回アドボケイトが来所しており、アドボケイトさんがこども達と一緒に遊んだりして、関係を作りながらこどもの意見を聞いている。

【No.9】 保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか

A

◆ねらい 保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか確認します

9-1 一時保護の理由や目的、一時保護施設での生活等について、こどもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明し、理解を得ている	☐
9-2 一時保護の決定にあたり、こどもの意見や意向を聞いている	☐

<コメント>

保護開始にあたっては、こどもの年齢や発達段階に配慮し、一日の流れ、集団生活のルール等について、パンフレット、権利ノート、タブレット等を活用し分かりやすく説明している。また、生活などについて、こどもの意見や意向を確認している。

【No.10】 保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか

A

◆ねらい 保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか確認します

10-1 保護期間中に、定期的かつ必要に応じて適宜、こどもに対して、現状や見通しについて説明をしている	☐
10-2 児童福祉司等が説明した内容についてのこどもの意向を、一時保護施設職員が聞き取りしている	☐

<コメント>

保護期間中の現状や見通しについては相談部門の児童福祉司が説明をしている。また、児童福祉司等が説明した内容についてのこどもの意向を、一時保護施設職員が聞き取り、児童福祉司等に伝えるほか必要に応じて一時保護施設の職員からも説明している。

【No.11】 保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか

A

◆ねらい 保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか確認します

11-1 一時保護の解除にあたっては、こどもの意向や意見、気持ちを十分に聞いている	○
11-2 一時保護解除時期や解除後の生活等について、こどもや保護者等の意見等を踏まえた検討を行っている	○
11-3 一時保護解除時期や解除後の生活等についての検討には、一時保護施設職員も参画している	○
11-4 一時保護解除の理由や解除後の生活等を十分に伝え、こどもが納得できるよう対応している	○
<コメント> 一時保護解除については、こどもや保護者等が納得や理解できるよう、できる限り意見や気持ちを聴いている。また、一時保護解除の時期や解除後の生活等についての検討は、事前に一時保護施設の担当職員や担当児童福祉司、担当児童心理司が相談のうえ調整し方針を提案している。	

【No.12】 こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか

A

◆ねらい こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行われているか確認します

12-1 こどもからの聞き取りにあたっては、こどもの人権等への配慮を十分に行っている	○
12-2 こどもが安心して話せるよう配慮している	○
12-3 こどもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司、児童心理司と共有することを説明している	○
<コメント> こどもへの聴き取りについては、こどもが安心して話せるよう個室等を利用している。また、こどもの様子に合わせて同性の職員が聴き取りを行うなどしている。こどもから聞いた話は、担当児童福祉司、担当児童心理司と共有することを説明している。	

【No.13】 こどもの一時保護の支援計画等にこどもの意見や意向等に適切に対応しているか

B

◆ねらい こどもの生活に関する今後の支援計画等の検討にこどもの意見等が尊重される仕組みがあるか確認します

13-1 こどもの生活に関する今後の方針の検討に、こどもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行っている	△
13-2 支援計画等に対するこどもの意見や意向等について、具体的な内容を記録している	○
13-3 こどもの意見や意向等を尊重した対応を行っている	○
13-4 こどもの意見の反映状況について、速やかに内容と理由をていねいかつわかりやすくこどもに説明している	○
13-5 こどもの意見又は意向と異なる方針決定を行う場合、その理由についてこどもが理解できるように説明している	△
<コメント> 生活リズムの構築とていねいな行動観察を行い、子どもの状態把握に注力している。こどもの話に耳を傾け、可能な限りこどもの意見や意向を反映するようにしているが、こどもの意向に沿わない場合は、粘り強く対応しているものの、こどもの特性から理解を得るのが難しいのも現状である。	

[No.14] 一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか

B

◆ねらい 一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか確認します

14-1 こどもから出された意見等に対して、速やかにこどもにフィードバックをしている	△
14-2 こどもから出された意見等を受け止め、こどもがまた意見を出そうと思える対応をしている	○
14-3 意見箱等匿名で出された意見の考慮・反映の結果について、意見を出したこどもに配慮しながら、ていねいかつわかりやすくフィードバックしている	○
14-4 こどもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組みが行われている	○
<コメント> こどもの意見は日頃から聴くようにしており、意見箱の設置や退所時のアンケートを行っている。また、こどもから出された意見等は一時保護施設の職員にフィードバックを行っている。しかし、意見箱に出された意見については、確認が遅いため回答までに時間を要する場合がある。	

3. 一時保護施設における権利制限

[No.15] 通信、面会等に関する制限は適切か

B

◆ねらい 外出、通学、通信、面会に関する制限が、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で、必要最小限とされているか、また権利制限を行うにあたり適切な手続きが行われているかを確認します。

15-1 通信、面会等に関する制限は、こどもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっている	△
15-2 通信、面会等に関する制限を行う場合には、制限が必要である理由についてこどもに説明している	○
15-3 保護者との通信、面会等について、あらかじめこどもの意見や意向を確認している	○
15-4 通信、面会等に関する制限を行う場合には、理由や経過等について記録している	△
15-5 通信、面会等に関する制限について、こどもや保護者の状況等を踏まえ、その必要性について定期的な点検・見直しが行われている	△
<コメント> 通信や面会等の制限については、こどもの心身の安全の確保と一時保護の目的を踏まえ、必要最小限となるようにしている。支援の検討を迅速に進めながら、こどもの意思や意向を確認し、可能な範囲で保護者との面会等にも対応するよう努めている。通学については、令和7年度から試行的に実施している。	

[No.16] 一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか

B

◆ねらい 一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか 確認します

16-1 生活上のルールは、正当な理由なくこどもの権利を制限するものとなっていない	△
16-2 やむを得ずこどもの権利の制限をせざるを得ないルールについて、その理由をこどもに説明し、こどもの理解を得ている	△
16-3 一人のこどもの個別事情を理由に、他のこどもの権利の制限をしていない	△
16-4 ルールがこどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものか、定期的に点検・見直しを行っている	△

16-5 こどもが参画した議論の場(こども会議等)の活用により、こどもの意見を踏まえたルールの点検・見直しを行っている	△
16-6 生活上のルールもこどもの権利制限に該当し得ることを、職員が認識している	△
<コメント> 最近、他害行為や自傷行為のあるこどもが頻回に入所してくる状況にあり、こどもの安全と福祉を守るため、生活上のルールを継続的に検討・修正している。しかし、集団生活においては、こどもの抱える問題が多く、ルールにより制限せざるを得ない場合が多くある。	

【No.17】 個別対応は適切に行っているか

B

◆ねらい 個別対応は適切に行われているか確認します

17-1 懲罰的な目的で、こどもを集団から分離する個別対応を行っていない	△
17-2 こどもの意に反して集団から分離する場合、行動制限は合理的な理由に基づき最小限にしている	△
17-3 こどもの意に反して集団から分離する場合、こどもにその理由を説明している	△
17-4 こどもの意に反して行われる集団から分離した支援においても、生活の質が維持され、こどもの権利が守られている	△
<コメント> こどもの意に反して集団から分離する場合、行動制限は合理的な理由に基づき最小限にし、また、人員配置、建物の構造などから可能な範囲で個別対応を行っている。しかし、他の児童福祉施設での受け入れが難しいなか精神疾患等の課題のあるこどもも少なくないことから、今後、医療機関等と連携を強めながら、こどもの最善の福祉を保障する体制を検討することが必要である。	

【No.18】 合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか

B

◆ねらい 合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか確認します

18-1 こどもが私物を所持できることを基本としている	×
18-2 やむを得ずこどもの私物の持ち込みを禁止する場合、その理由についてこどもにきちんと説明している	○
18-3 スマートフォン等の通信機器について、こどもの安全確保上支障がない範囲で利用が可能となる工夫について、こどもと話し合い、こどもと職員がともに考えている	×
<コメント> こどもの安全や一時保護施設全体への影響を考慮し、私物の持ち込みを禁止している。こどもには、安全・安心を守るために制限していることを説明している。なお、現在、私物の持ち込みについて検討しているところである。	

4. 入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止

【No.19】 被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか

B

◆ねらい 被措置こども等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか

19-1 こどもに被措置児童等虐待とは何かを具体的に説明している	○
----------------------------------	---

19-2 被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめこどもに説明している	○
19-3 こどもの権利が侵害される事態が生じたときの対応のマニュアルがある。	△
19-4 被措置児童等虐待の防止に努める研修等の取組み等を行っている	○
<コメント> こどもには「権利ノート」にて被措置児童等虐待とは何かを具体的に説明している。また、職員には、マニュアルに基づいて被措置児童等虐待の防止に努める研修等の取組みを行っているが、具体的な対応の流れについての記載がなく、今後の見直しが必要である。	

【No.20】 こども同士での権利侵害(暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等)の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか

B

◆ねらい こども同士での暴力やいじめなどの権利侵害の発生防止の取組みがなされているか、また発生事例がある場合には、その対応が適切に行われたかを確認します

20-1 こども同士での権利侵害が起こらないように、こどもへの権利教育を行っている	○
20-2 こども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えている	○
20-3 こども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保している	△
20-4 こども同士での権利侵害等、こどもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組みを行っている	△
<コメント> こども同士での権利侵害が起こらないように、「子どもの権利ノート」にて説明をし、権利侵害が起こった場合にはすぐに職員に相談するように伝えている。こども同士でのトラブルに対しては、職員が加害児童被害児童双方から聞き取りを行い、被害児童の安全確保を優先しているが、今後は加害児童への働きかけも含め、集団生活における再発防止と解決に向けた対応の検討が必要である。	

【No.21】 国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか

該当なし

◆ねらい 国籍、文化、慣習、宗教等による生活上の違う子どもに対して適切な対応が行われているか確認します

21-1 入所しているこどもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしていない	
21-2 文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違い等を尊重した対応をしている	
<コメント> 近年、国籍、文化、慣習、宗教等の配慮の必要なこどもの受け入れがなかったため該当なしとする。	

【No.22】 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか

B

◆ねらい 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか確認します

22-1 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティのこどもがいることを前提とした生活環境や支援等の準備をしている	△
---	---

<コメント>

多様な性的指向やジェンダーアイデンティティのこどもの受け入れについて、ハード・ソフト両面からの体制の整備を目指している。現在の建物構造での対応は難しいところもあるが、個別対応をより進めるため、一人用のシャワールームの設置を進めている。

第2部 一時保護施設的环境・運営体制

1. 一時保護施設的环境

【No.23】 一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか

B

◆ねらい 一時保護所として必要な諸室や設備が整備されているかを確認します

23-1 一時保護施設の設備及び運営に関する基準における設備の基準等を満たすよう努めている	○
23-2 ユニットを整備している	×
23-3 個室を提供している	△
23-4 複数のこどもでの利用が可能な居室を設けている	○
23-5 定員超過が慢性化した状態とはなっていない	△

<コメント>

入所児童数が定員に近い状態が継続している。そのため個室の提供が困難であり、現在、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準について」に基づいた一時保護施設として運営するよう関係各部署と話し合いが行われている。

【No.24】 一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか

B

◆ねらい 子どもの生活環境として、適切な状態が保たれているかを確認します

24-1 こどもにとって安心できる、居心地の良い生活環境を確保している	△
24-2 こどもの生活空間のプライバシーに配慮している	△
24-3 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境を維持している	○
24-4 家庭的な環境となるよう工夫している	△
24-5 生活環境として必要な設備や什器備品等を整備している	○
24-6 必要な修繕等を行っている	△
24-7 生活場面の中で閉塞感がないよう工夫している	△

<コメント>

一時保護施設は、日常の清掃等が行き届き、清潔で衛生的な環境が保たれている。一方で、こどもにとって安心でき、居心地の良い生活環境を確保するという点では、非行児童の緊急の入所が頻回にあり不安定な状況になりやすいことから、難しい現状がある。また、こどもの他害行為による破損の修繕は随時行っているものの、追いついていないところもある。今後は、こどもが安心、安全に過ごすことができ、居心地の良い生活環境の確保が必要である。

2. 職員体制・職場環境

【No.25】 管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか

A

◆ねらい 管理者が、一時保護所の管理・運営をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにし、それを実行できているかを確認します

25-1 管理者が一時保護施設の管理・運営をリードするための環境・体制が整っている	○
25-2 管理者のマネジメントのもとで管理運営を行っている	○
25-3 スーパーバイズの体制が整っており、指導教育担当職員が適切なスーパーバイズを行っている	○
25-4 管理者と指導教育担当職員は、基準に定められた研修を受けている	○
<コメント> 一時保護施設の管理者として、一時保護担当課長（部長兼務）、一時保護係長（指導教育担当職員）、学習指導担当係長が任命されている。また、管理者のマネジメントのもとで管理運営を行っており、管理者についての研修は次年度受講予定である。	

【No.26】 一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか

B

◆ねらい 実態に応じた必要な職員を配置し専門性を要する役割には、必要な能力・資格を有する職員が配置されている

26-1 受入れをすることの人数、年齢、状況などの実態に応じた必要な職員を配置している	△
26-2 直接支援にあたる職員は保育士やこども指導員の任用要件を満たしている	△
26-3 専門性を要する役割には、必要な能力・資格を有する職員が配置されている	○
26-4 各職種の役割や権限、責任が明確になっている	○
<コメント> 専門職として学習支援員、看護師や保育士、心理療法担当職員等が配置されている。一時保護施設の定員に応じた職員を配置しているが、こどもに関わった実務経験がない職員の配置もあり、支援技術の向上が課題となっている。	

【No.27】 一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか

A

◆ねらい 適切な夜間職員体制が確保されているか確認します

27-1 夜間に2人以上の職員がいる	○
27-2 ユニットがある場合、夜間において1ユニットにつき1人以上の職員を配置している	○
27-3 夜間における行動観察やケアができる体制(正規職員の配置等)がある	○
27-4 こども相談所の開庁時間以外の通告対応を一時保護施設で行う場合、そのために必要な職員を別途配置している	○
<コメント> 夜間職員体制は、正規職員の児童指導員1名と会計年度任用職員の夜間児童指導員1名、夜間保育士2名が勤務している。しかし、夜間や早朝等に緊急入所が頻回にあり対応に苦慮している。	

【No.28】 職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか

B

◆ねらい 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか確認します

28-1 一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組を行っている	○
28-2 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組を行っている	△
28-3 職員一人ひとりの育成に向けた取組を実施している	△
28-4 職員間での指導・育成を行う仕組みがある	△
28-5 職員が外部研修を受講している	×
<コメント> 一時保護施設として必要な倫理意識等については、引継ぎ会議等の中で随時確認している。職員の育成や専門性の向上に向けた取組については、一時保護施設での先輩職員による OJT のほか、相談部門の研修への参加等をおこなっているが、支援技術の向上については体制の構築が必要である。	

【No.29】 職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか

B

◆ねらい 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか確認します

29-1 適正な就業状況を確保している	△
29-2 職員の健康管理を適切に行っている	△
29-3 職員が働きやすい職場環境づくりの取組を行っている	△
29-4 一時保護施設の業務特性を踏まえ、職員への支援体制を整えている	△
<コメント> 法令遵守に努め職員の健康管理や時間外勤務の縮減に向け、効率的に業務を行うようにしている。しかし、夜間、休日の緊急対応が頻回にあり、職員が働きやすい職場環境づくりが難しい現状がある。今後、一時保護施設の業務特性を踏まえ、相談部門を含めて、夜間、休日の緊急一時保護の受け入れについて支援体制の検討が必要である。	

3. 情報共有・関係者間連携

【No.30】 一時保護施設全体がチームとして運営できているか

S

◆ねらい 一時保護施設職員がチームとして運営できているか確認します

30-1 職員間での情報共有や引継ぎ等の仕組みがある	○
30-2 職員間で共有・引継ぎする情報の内容は適切である	○
30-3 職員間のコミュニケーションが図られており、職員間で相互に補完している	○
<コメント> 毎朝夕に引継ぎが実施されており、進行がリズムカルで小気味よく、その内容は的確かつ簡潔でこどもの様子が把握しやすい。また、職員がそれぞれの立場から発言するとともに、係長が必要に応じて助言している。また、必要に応じて担当の児童福祉司や児童心理司も参加し、こどもの家庭状況や支援上の留意点について情報共有が行われている。	

【No.31】 児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか

A

◆ねらい こども福祉司やこども心理司との連携が適切に行われているか確認します

31-1 相談部門と密接な連携が保てる仕組みがある	○
31-2 こどもの入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と一時保護施設が十分な連携を図っている	○
<コメント> 一時保護施設が児童相談所と同じ建物の中にあり、こどもの支援方針や面会等のスケジュールについて随時情報共有が行われている。また、退所等に向けての援助方針会議等の検討を進めるなど連携を図っている。しかし、児童福祉司等との関係者間での認識の違いや情報共有不足から課題が生じる場合もあり、今後、一時保護業務についてさらなる共通認識と相互理解に期待する。	

【No.32】 情報管理を適切に行っているか

A

◆ねらい 一時保護所で取り扱う個人情報等の管理が日常的に徹底されているかを確認します

32-1 個人情報を適切に取り扱っている	○
32-2 情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っている	○
32-3 書類や記録等は適切に管理・更新をしている	○
32-4 法令で認められている場合以外において、こどもに関する情報を外部機関と共有する必要性が生じた場合には、こどもや保護者の同意を得ている	○
32-5 情報管理に関する職員の理解を深め、取扱い等に関する方針を職員に周知する取組みを行っている	○
<コメント> 個人情報の管理に関しては、職員研修で周知している。外部機関とのこどもに関する情報共有は相談部門の児童福祉司が行っている。一時保護施設の書類を保管するキャビネット等の増設が必要との声も聞かれる。	

【No.33】 ICT を活用した業務効率化の取組みを行っているか

B

◆ねらい ICT を活用した業務効率化の取組みを行っているか

33-1 こどもに関する記録等について、相談部門と一時保護施設が相互に確認できる環境がある	○
33-2 職員がいつでも記録作成等を行えるよう、必要な台数のパソコンを設置している	○
33-3 AI やモバイル端末の活用など、記録作成・管理等における職員の負担軽減のための取組みを進めている	△
<コメント> 一時保護施設の職員が作成したこどもの観察記録については、児童相談所システムにて相談部門の職員も確認することができる。記録作成等を行うパソコンは、必要な台数は設置してある。AI 等の活用はまだ進んでおらず、今後の取組に期待する。	

4. 関係機関との連携

【No.34】医療機関と適切に連携しているか

A

◆ねらい 一時保護所において医療機関との連携が適切に行われているか確認します

34-1 必要な場面で医療機関からの協力が得られている	○
34-2 こどもの状況に応じ、医師、歯科医師、看護師、保健師等とのチームケアを行える体制がある	○
34-3 必要な場面で児童精神科医の協力が得られている	○
<コメント> 定期的に嘱託医が一時保護施設に来所し、こどもの健康状態を診ている。また、児童精神科医については、必要に応じて職員に対するコンサルテーション等の協力を依頼することができる。	

【No.35】警察等と適切に連携しているか

A

◆ねらい 警察との連携が適切に行われ、聞き取りなどの際には、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮が行われているか確認します

35-1 必要な場面で警察等からの協力が得られるよう日頃から連携している	○
35-2 警察等の面接等に当たっては、こどもの心身の負担が軽減されるよう、配慮が必要な事項やこどもの状況、意向等を踏まえて警察等と十分に調整を行い、必要に応じた助言や付添いを行っている	○
<コメント> 警察からの身柄付き通告が多いこともあり、通告事案を通じてその都度連携している。また、一時保護施設職員に警察 OB 職員を配置するとともに、相談部門に現職の警察官 2 名を配置し実務レベルでの連携を強化している。さらに、同じ建物の中に少年サポートセンターが設置されており、必要に応じてこどもの支援を依頼している。	

第3部 一時保護施設における支援

1. 一時保護施設の運営

【No.36】緊急保護を適切に行っているか

B

◆ねらい 緊急保護の受入にあたり、子どもへの説明や健康診断を受診させるなどの必要な手続きが行われているか、また閉鎖的環境での保護が必要最小限とするための仕組みがあるかを確認します。

36-1 緊急保護ができる環境と体制が確保されている(居室の確保、夜間の保護の体制等)	△
<コメント> 緊急保護については、警察からの身柄付き通告によるものが多く、多い時には1日に2～3人を受け入れる場合もある。また、受け入れの時間帯が夜間となることも多く、緊急保護用に居室を1室確保しているものの対応が困難となっている。今後、身柄付き通告が重なった場合等、管轄警察署と対応方針等について検討する必要がある。	

【No.37】一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか

B

◆ねらい 受入にあたり、子どもにあわせた日課や構成となっているか、自由時間等とのバランスが取れているか、また、一時保護施設での生活を通して、こどもの年齢や発達に合った基本的生活習慣が身につくよう支援しているかを確認します。

37-1 個々のこどもに合わせた生活の支援を行っている	○
37-2 日課は過密や暇すぎる構成ではなく、自由時間等とのバランスが取れている	○
37-3 役割や当番を設定する場合は、こどもに負担がないようにし、かつ達成感を感じられるよう、年齢や一人ひとりのこどもの状況に応じて設定している	△
37-4 一時保護施設での生活を通して、こどもの年齢や発達に合った基本的生活習慣が身につくよう支援している	○
37-5 こどもが一人になれる時間や場所がある	△
<コメント> 一時保護施設の3つのルール（生活ルール、心と体からだを大切にするルール、物を大切にするルール）を定め、一人ひとりのこどもに合わせた生活の支援を行うようにしている。また、日課は学習、運動、自由時間等のバランスが取れたものとなっている。しかし、入所児童数が常時定員に近い状態であり、また、施設の環境的にもこどもが一人になれる時間や場所の確保が難しい。	

[No.38] レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか

B

◆ねらい 子どもの年齢にあわせたレクリエーションが提供されているかについて、その環境やプログラムが適切かを確認します。

38-1 こどもの好みやニーズに合ったレクリエーションプログラム、ゲーム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境を提供している	○
38-2 こどもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、こどもの希望に応じて参加できるように配慮している	○
38-3 事故防止に留意しつつ野外活動等を行い、こどもの心身の安定化や体験活動の機会づくりに取り組んでいる	△
38-4 遊具や備品について定期的に点検している	○
<コメント> 体育館が設置され、こどもの好みやニーズに合った身体を動かすレクリエーションプログラムを実施でき、併せて、ゲームや自由に遊びのできる環境がある。所外活動については、毎月計画しているが、こどもの入所状況によりできないこともある。	

[No.39] 食事を適切に提供しているか

B

◆ねらい 安全な食事が規則正しく提供されているかに加え、子どもたちが食事を楽しめるような工夫が行われているかを確認します

39-1 食事の安全・衛生を確保している	○
39-2 食事を適時適温で提供している	○
39-3 献立は変化に富み、こどもの健全な発育に必要な栄養量を含有したものになっている	○
39-4 こどもの状況に応じた適切な食事量を提供している（おかわりができるか、摂取の強要等をしていないか）	○
39-5 食事アレルギーや宗教、文化、個々のこどもの状態等に対応した食事を提供している	○

39-6 こどもが食事を楽しめるための工夫を行っている	○
39-7 こどもに希望のメニューを聞いたり、こどもがメニューを選択する機会をつくっている	×
<コメント> バイキング形式を取り入れるなど食事を楽しむ工夫をしている。また、アレルギー食への配慮や苦手なものは無理に食べさせることがないようにしている。現在、給食会議を開催し行事食等についての話し合いを行っているが、今後は、こどもが希望するメニューを提供するなど、こどもの意見を取入れることが望ましい。	

【No.40】 こどもの入浴は適切か

B

◆ねらい こどもの年齢に応じた入浴の回数や時間は適切であるか確認します。

40-1 入浴の回数や時間は適切である	△
40-2 入浴時間帯は適切である	△
40-3 こどもの希望や年齢等に配慮し、洗髪等入浴に必要な消耗品、備品を用意している	△
<コメント> 浴室が1か所しかなく、こどもの人数の多いときや男女の構成により、入浴が午後の早い時間から行われている。現在、シャワールームの整備が進められている。また、こどもの希望や年齢等に配慮した消耗品等の整備に期待する。	

【No.41】 こどもの衣服を適切に提供しているか

B

◆ねらい こどもが清潔で、気候、好みにあった衣服を着用できる環境であることを確認します。

41-1 衣服の清潔は保たれている	○
41-2 季節や場所に応じた適切な衣服を着用している	○
41-3 私服を着用できる	×
41-4 必要な場合に、適切な衣服を貸与できる	○
41-5 下着を提供する場合は、新品を提供している	△
<コメント> 私服は着用できず、衣服を貸与している。下着類については一部対応できないものもある。現在、私服の着用については検討中であり、今後の取組に期待する。	

【No.42】 こどもの睡眠は適切か

B

ねらい 子どもたちが安心して、必要な睡眠が行われる環境となっているかを確認します

42-1 こどもの年齢や状況に応じた就寝・起床時間を設定している	○
42-2 部屋の明るさや室温などの睡眠環境が適切である	△
<コメント> こどもの年齢や状況に応じた就寝・起床時間を設定している。また、睡眠環境については部屋の明るさや室温等に配慮しているものの、複数のこどもが同室する場合、適切な環境とならないこともある。	

【No.43】 こどもの健康管理を適切に行っているか

A

◆ねらい 日々の健康管理や体調不良等が発生した場合の対応方法が適切か、また子どもの健康管理において適切な関係機関との連携体制が確保されているかを確認します

43-1 入所時にこどもの健康状態を把握している	○
43-2 こどもの健康状態を適切に把握している	○
43-3 こどもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っている	○
43-4 健康状態や医療処置について、必要に応じて児童相談所や保護者へ連絡等を行う体制がある	○
<コメント> 入所時には、こどもから健康状態を聴き取り健康チェックを行ったうえで、48時間は別室にて過ごし健康状態等を確認している。その後は、日に4回の検温を行うほか、看護師の健康観察や嘱託医が定期的に訪問し健康管理が行われている。また、必要に応じて児童相談所や保護者へ連絡等を行っている。	

【No.44】 こどもの教育・学習支援を適切に行っているか

B

◆ねらい 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援が行われているかを確認します

44-1 こどもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っている(ICTの活用等を含む)	△
44-2 学習指導は適切な資格および経験を有する職員により行われている	○
44-3 在籍校との連携を図っている	○
44-4 通学を希望するこどもについては、通学支援やリモート授業等を実施している	△
<コメント> こどもの教育・学習支援については、学習指導担当係長を配置し、一人ひとりのこどもの状況や特性に応じた学習支援はもとより、こどもが一時保護前には獲得することが難しかった「生活に活かすことができる学び」を重視した支援が行われている。また、オンライン学習や通学支援にも試行的に取り組んでおり、こどもの学習権を保障し、学びの継続性を確保しようとする支援姿勢がうかがえる。さらに、児童相談所と市教育委員会との間で人事交流を行っており、福祉と教育が一体となった支援体制を構築している。	

【No.45】 無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか

A

◆ねらい 子どもの無断外出を行った子どもに対して、その子どもをしっかりと受け止めたうえで子どもが納得できるような対応が行われているか、また無断外出が発生した場合に、他の子どもたちへの配慮がなされているかを確認します

45-1 こどもが無断外出を行った場合に、危険な建物の構造になっていない	○
45-2 無断外出があった場合の対応は、マニュアル等により明確になっている	○
45-3 無断外出を行う可能性がある場合には、その背景のアセスメントを実施している	○
45-4 無断外出が発生した場合に、無断外出をしたこどもに対して、理由等について話をていねいに聞く等適切な対応を行っている	○
45-5 無断外出があった場合には、そのこども以外に対しても適切な対応を行っている	○

<コメント>

今年度は無断外出の発生はないが、昨年度は数回の無断外出があった。無断外出が発生した場合には、マニュアルに基づき、一時保護施設職員のほか相談部門の職員と連携して捜索や関係機関への連絡を行っている。発見後は、こどもから状況をていねいに聴き取るなどして、適切な対応を行っている。

【No.46】 未就学児に対して適切な保育を行っているか

B

◆ねらい 未就学児の子どもに対し、子どもの年齢等に応じた保育が提供されているかを確認します

46-1 発達の個人差や生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育を行っている

△

46-2 未就学児のための生活の場所と、年齢に応じた適切な保育を保障している

△

<コメント>

日中夜間に保育士を配置し、生活の支援や保育が行われている。しかし、未就学児のための生活空間が学齢児のものと共有することもあり、保育の保障が十分ではない。

2. アセスメント・支援方針

【No.47】 こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか

A

◆ねらい こどもとこどもの家庭に関する情報等が相談部門と共有されているか確認します

47-1 一時保護を行う時点で相談部門が把握しているこどもの家庭の状況や心身の状況、性格、成長・発達等の状況を、一時保護施設と十分に共有している

○

47-2 一時保護期間を通じ、新たに把握したこどもや家庭の状況等の情報を共有している

○

<コメント>

児童相談所に併設された一時保護施設であり、相談部門の児童福祉司や児童心理司との連絡や情報交換は日常にかつ密に行われている。また、必要に応じて児童福祉司や児童心理司が一時保護施設の引継ぎに参加し、支援の方向や新たな情報等を報告し共有している。

【No.48】 一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか

A

◆ねらい こどもの全生活場面について適切に行動観察が行われているか、また、記録されているか確認します。

48-1 こどもの生活場面について行動観察を行っている

○

48-2 こどもの行動観察の結果を記録している

○

48-3 行動観察の視点には、こどもの課題だけでなく、ストレングス等も含まれている

○

<コメント>

こどもの生活場面において行動観察を行い、日々の記録をもとに行動観察票を作成している。一時保護施設で作成する記録の考え方やポイントについて、職員の理解と共通認識を形成することが課題であり、現在、研修に取り組んでいる。

【No.49】 行動観察を基に適切な行動診断を行っているか

B

◆ねらい 観察会議を適切な頻度で開催されているか、また、担当こども福祉司やこども心理司等が参加し適切な行動診断となっているか確認します

49-1 観察会議を適切な頻度(原則として週1回)で実施し、こどもの観察結果の検討・とりまとめを適切に行っている	△
49-2 観察会議に担当児童福祉司や児童心理司等が参加している	○
<コメント> 観察会議は2週間に1回行われており、一時保護施設としてこどもの観察結果等を整理し、行動診断をまとめている。そのほか、一時保護施設の職員が相談部門の児童福祉司や児童心理司と適宜情報を共有し、適切な行動診断となるよう努めている。	

【No.50】 行動診断や援助方針に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか

A

◆ねらい 行動診断や援助方針に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか

50-1 行動診断や援助方針に基づく支援方針を職員間で共有している	○
50-2 こどもの生活等に関する方針に基づいたこどもの養育・支援を行っている	○
50-3 一時保護解除後を見据えた支援を行っている	○
<コメント> こどもの行動観察を踏まえた支援方針を職員で共有し、こどもの養育・支援を行っている。また、一時保護解除後を見据えた支援を行っているが、一時保護施設に再入所するこどもも少なくないことから、再入所児童の特徴等を分析、把握したうえで、一時保護施設での支援の在り方の検討とともに、有効な社会資源の確保等について北九州市全体での検討が必要である。	

【No.51】 総合的なアセスメントや援助方針の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか

A

◆ねらい 援助方針の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか確認します。

51-1 チームで情報共有しながらアセスメントを行っている	○
51-2 総合的なアセスメントに基づく援助方針を策定している	○
51-3 援助方針会議に一時保護施設職員が出席している	○
<コメント> 一時保護施設の職員がチームとなり、時には相談部門の担当児童福祉司、児童心理司が参加しながら情報を共有しアセスメントを行っている。また、援助方針については、一時保護施設の担当職員、相談部門の児童福祉司、児童心理司の3者が協力しながら策定している。児童相談所の援助方針会議には、一時保護担当課長や係長が参加しているが、今後、一時保護施設の担当職員の参加も望ましい。	

【No.52】 一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助方針の見直しの提案を行っているか

B

◆ねらい 一時保護中において、こどもの変化に応じた個別ケアや支援方針の見直しや、援助方針の見直しの提案が行えているか確認します

52-1 こどもの変化に応じた支援を行っている	△
52-2 適切な一時保護の期間の保護となるよう、こどもの状況を踏まえ、保護解除のタイミングや方針について相談部門に意見を伝えている	○
<コメント> 引継ぎの都度、こどもに関するリアルタイムの情報を共有し、こどもの変化に応じた支援を行うようにしているが、支援が難しいこどもも多く、十分対応できないこともある。保護解除のタイミングや方針については、常時相談部門に意見を伝えている。	

【No.53】 親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか

B

◆ねらい 親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか確認します。

53-1 こどもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っている	○
53-2 こどもに対して行った情報提供や説明の内容について関係者間で共有している	○
53-3 親子関係再構築支援に関するこども相談所内での検討に一時保護施設職員が参画している	△
<コメント> 家族に対する支援や対応については、相談部門の児童福祉司が行っており、対応等の状況についてはその都度一時保護施設へ報告され、情報共有される。さらに、親子関係再構築支援に関しては、児童心理司によりペアレントトレーニングを行っている。	

3. 一人ひとりの特性や課題等への対応

【No.54】 こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか

B

◆ねらい こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか

54-1 性的な問題を有するこどもの受入れ時には、多職種によるカンファレンスを行っている	○
54-2 こどもの問題に応じた包括的性教育等の支援を行っている	○
54-3 一時保護施設のこどもの中で性的問題行動が起きた場合には、適切な対処を行っている	△
54-4 PTSDの症状や本人からの訴えがある場合は、迅速に児童福祉司、児童心理司、医師、看護師、保健師等に報告し、適切な対応を行っている	○
<コメント> 性的な問題のある子どもについては、受入れ時に個別対応を行い支援上の注意点等についてのアセスメントが行われる。生活の中では、対人距離の指導など予防的な関わりを行っているが、一時保護施設の環境から実践が難しいこともある。 また、必要に応じて性加害防止プログラムを取入れているほか、精神的ケアが必要な子どもについては、嘱託医や関係医療機関と連携し、適切な支援につなげている。	

【No.55】 他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか

B

◆ねらい 他害や自傷等の行為を行う可能性のあることに対して適切な対応を行っているか 確認します

55-1 他害や破壊行動、自傷等の行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施している	△
55-2 アセスメントに基づく対応方針に応じたケアを行っている	△
55-3 他害や破壊行動、自傷等の行動があった場合の本人への対応と他児へのケア等が明確になっている	○
<コメント> 他害や破壊行動、自傷等の行為があることについては、その背景をアセスメントしている。しかし、再入所も多く、アセスメントを実施しているが、アセスメントに応じた支援が困難になっている。そのようなこどもの支援については、明確な情報をもとに職員が共通した視点で対応することを基本とし、他のこどもの安心・安全の確保に努めている。	

【No.56】 重大事件に係る触法少年に対して適切な支援体制があるか

C

◆ねらい 重大事件に係る触法少年に対して適切な支援体制があるか確認します

56-1 一定の重大事件に係る触法少年と史料されるこどもの一時保護にあたって、支援体制がある	△
56-2 重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室を確保できる	×
56-3 重大事件に係る触法少年の一時保護を行う場合には、他児との関係に関する配慮できる	×
<コメント> 重大事件に係る触法少年の一時保護については、これまで事例はなく、対応せざるえない現状がある。また、このような触法少年について一時保護に適切な居室の確保や他児との関係に関する配慮できる環境の確保は困難である。	

【No.57】 障害(発達障害、知的障害、身体障害等)を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか

B

◆ねらい 障害(発達障害、知的障害、身体障害等)を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか確認します

57-1 障害の特性に応じた必要な支援が行える環境・体制がある	△
57-2 周りのこどもが障害について理解できるような取組みを行っている	○
<コメント> 障害の特性に応じた必要な支援が行える環境・体制が十分でなく、また、他のこどもについて障害を理解できるようにしているが、理解が難しいのが現状である。	

【No.58】 健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか

A

◆ねらい 健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか確認します

58-1 健康上配慮が必要なこどもの状態に応じて、必要な支援が行える環境・体制がある	○
--	---

58-2 健康上配慮が必要なこどもの状態に応じたケアや医療行為を行っている	○
58-3 服薬管理を適切に行っている	○
58-4 誤薬防止策を講じている	○
<コメント> 看護師を2名配置し、日々の検温等のバイタルチェックや健康状態の把握など、標準的な健康管理業務が適切に行われている。また、服薬に関しても毎回の処方薬を入所児童ごとに仕分けし、服薬の際は看護師が一人ずつ確認し誤薬や飲み忘れがないよう、適切な管理に努めている。	

4. 一時保護施設からの退所に向けた支援

[No.59] 一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか

A

◆ねらい 一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか確認します

59-1 一時保護解除を伝える時期について、こどもの状況等を踏まえ十分に配慮している	○
59-2 里親委託や施設入所等に移行するこどもには、新たな養育場所に関する情報を伝えたり、心のケア等を行っている	○
59-3 一時保護解除後も引き続きこども相談所に相談できることや、相談や支援をしていくことをわかりやすく伝えている	○
59-4 こどもの年齢に応じ、一時保護解除後のSOSの出し方についてこどもに伝えている	○
<コメント> 一時保護解除を伝える時期については、事前に一時保護施設の担当職員、相談部門の担当児童福祉司、児童心理司がこどもの状況を踏まえて協議し、援助方針会議等で決定している。一時保護解除後に施設入所や里親委託となる場合は、施設見学や里親と面会を行うなど、可能な限りこどもの不安を解消するよう支援している。一時保護解除後についてのSOSの出し方などは、担当児童福祉司が伝えている。	

[No.60] 一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか

A

◆ねらい 一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか確認します

60-1 家庭引き取りの場合、一時保護中に得られたこどもに関する情報を保護者へ適切に引き継いでいる	○
60-2 施設入所や里親等委託の場合、一時保護中に得られたこどもに関する情報を施設や里親等に適切に引き継いでいる	○
60-3 一時保護解除後に相談部門から要請があった場合には、情報提供や説明等の必要な対応を行っている	○
<コメント> 退所にあたっては、一時保護中の行動観察の結果等を相談部門の担当児童福祉司が施設や里親に引き継いでいる。家庭復帰の際は、学校に対して必要な配慮や指導の継続を依頼するとともに、乳幼児の保護者には育児不安に寄り添った指導が行われる。また、里親委託に向けては一時保護委託中からマッチングを進め、児童相談所での里親面接を実施するなど、児童の最善の利益にかなう退所への支援が行われている。	

第4部 一時保護施設の管理運営

1. 安全管理

【No.61】 一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか

B

◆ねらい 一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか 確認します

61-1 マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制がある	△
61-2 マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組みを行っている	△
61-3 マニュアル等の内容に基づき、運営・対応等が行えていることを確認する仕組みがある	○
61-4 マニュアル等の内容について見直し等を行っている	○
<コメント> マニュアルの見直しは1年に1回行われ、全体の枠組みを維持しつつ、こどもの入所実態に合わせ更新することで、新任職員が自律的に動けるように配慮している。今後は、マニュアルの実効性を高めるとともに、マニュアルに基づいた運営や対応が行われているかについて確認するよう期待する。	

【No.62】 こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか

A

◆ねらい こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか 確認します

62-1 こどもの事故やケガを防ぐための対策を講じている	○
62-2 こどもの事故やケガが発生した場合の対応が明確になっている	○
62-3 こどもの事故やケガが発生した場合、その原因の検証や対応策の検討を行う等、再発防止に取り組んでいる	○
<コメント> こどもの事故やケガが発生した場合の対応マニュアルが策定されており、マニュアルに基づいて必要な受診等の対応をしている。	

【No.63】 災害発生時の対応は明確になっているか

B

◆ねらい 災害発生時の対応は明確になっているか確認します

63-1 火災等の非常災害に備え、マニュアルや具体的な避難計画を作成している	○
63-2 避難訓練を毎月1回以上実施している	△
63-3 日頃から消防署や警察署、病院等、関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速かつ適切な協力が得られるように努めている	○
<コメント> 火災や地震等を想定した避難訓練のほか、高潮警戒区域に位置しており一次避難から大規模避難まで、消防署とも連携した実践的な防災体制を構築している。しかし、入所児童の状況によっては、避難訓練が行われな	

い月もある。今後、避難訓練の確実な実施とともにこどもの入所時の災害に応じた避難通路や経路についての説明を行うなどより実践的な備えを行うことが望ましい。

【No.64】感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか

A

◆ねらい 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか確認します

64-1 感染症の発生を防ぐための対策を講じている	○
64-2 感染症が発生した場合に、二次感染防止等の対応が明確になっている	○
<コメント> 感染症については、感染症対策委員会を中心に取組み、職員のマスク着用、手指消毒などが徹底されている。また、感染症が発生した場合の二次感染防止等の対応が明確になっている。	

【No.65】一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか

A

◆ねらい 一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか確認します

65-1 一時保護期間中、こどもの私物については、記名しておく等、紛失しないよう配慮している	○
65-2 こどもが所持すべきではないものや明らかにこどもの私物でないものがあった場合には、適切に保管もしくは返還等を行っている	○
65-3 こどもの私物は一時保護解除時に返還している	○
65-4 こども以外の者への返還は適切に行っている	○
<コメント> 入所時に全ての所持品について一覧表に記録するとともに写真を撮っている。退所時には、その一覧表と写真で照合し、私物の返却を巡るトラブルを未然に防ぐなど適切な対応を行っている。児童相談所で預かっておくべきではないと判断した私物については、入所時に相談部門の担当児童福祉司から保護者へ返還している。	

2. 施設運営計画

【No.66】一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか

B

◆ねらい 一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか確認します

66-1 事業計画を策定している	×
66-2 事業計画に基づく取組みを実施している	△
66-3 事業計画の策定と確評価、見直しの仕組みがある	×
66-4 策定にあたって、こどもや職員の意見を反映できる仕組みがある	×

<コメント>

研修や避難訓練等は年間計画として整理されているものの、一時保護施設の運営の質に視点を当てた事業計画としての体系化は十分とは言えない。今後は、こどもや職員の意見も反映させ、一時保護施設職員に必要な知識の獲得や支援技術の向上に関するものを含めた事業計画の策定に期待する。

【No.67】一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか

A

◆ねらい 一時保護施設としての質の向上を行うための仕組みがあるか確認します

67-1 自己評価を定期的に行っている	○
67-2 外部評価を定期的に行っている	○
67-3 自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組みを行っている	○
67-4 職員間での共有や職員一体となった取組みを行っている	○
67-5 こどもや保護者からの意見・要望・苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口設置等の必要な措置を講じている	○

<コメント>

自己評価を毎年行うとともに、定期的に第三者評価を受審している。こどもや保護者からの意見・要望・苦情への対応については必要な措置を講じている